

経営事項審査の審査基準改正について

建設業法施行規則等の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日より経営事項審査の審査基準が改正されます。その概要は以下のとおりです。

この改正を受け、高知県では平成 27 年 4 月以降、新基準に基づく審査を行うとともに、3 月までに受審済の方を対象とした再審査を行います。改正後の新様式、記載要領や必要書類等に関する詳細につきましては、高知県建設管理課の HP (経営事項審査関係) に掲載していますのでご確認ください。

1 審査基準改正の概要

(1) 若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

- ① 技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が、技術職員名簿全体の 15% 以上の場合 (1 点)
- ② 新たに技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が、技術職員名簿全体の 1% 以上の場合 (1 点)

(2) 評価対象となる建設機械の範囲拡大

これまで加点対象機種としていたショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーに加え以下の 3 機種を評価対象として拡大 (1 台につき 1 点) (上限 15 点は変更無し)

- ・ 移動式クレーン (つり上げ荷重 3 t 以上)
- ・ 大型ダンプ車 (車両総重量 8 t 以上または最大積載量 5 t 以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの)
- ・ モーターグレーダー (自重が 5 t 以上)

2 改正の施行日

○平成 27 年 4 月 1 日から適用

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日以降に申請される方は、審査基準日 (決算日) にかかわらず、すべて新基準が適用されます。

3 新基準において設けられた評価項目に係る「確認資料」

審査項目	確認資料
項番 5 5 建設機械の所有 及びリース台数	<p>《新たに評価対象となる建設機械》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 移動式クレーン：つり上げ荷重 3 t 以上のもの・ 大型ダンプ車：車両総重量 8 t 以上または最大積載量 5 t 以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの・ モーターグレーダー：自重が 5 t 以上のもの <p>《提示書類》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 審査基準日時点の所有が確認できる契約書(写し)又は販売証明書の提示。・ リースの場合は、審査基準日から 1 年 7 ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書(写し) (※自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 ヶ月以上使用の意思がある場合は、「建設機械の保有状況 (別添様式)」の誓約欄に記入押印すれば加点対象となります。)・ 上記の契約書等とセットで以下の資料の提示 <p>【移動式クレーン】</p> <p>移動式クレーン検査証(写し) (審査基準日が有効期間内に含まれること) (※製造時検査、性能検査)</p> <p>【大型ダンプ車】</p> <p>自動車検査証(写し) (審査基準日が有効期間内に含まれること)</p> <p>【モーターグレーダー】</p> <p>特定自主検査記録表(写し) (審査対象事業年度に検査を受けたもの)</p> <p>※ 加点対象は、正常に稼働する状態にある建設機械に限ります。</p>